

労働者派遣基本契約書（案）

大阪府後期高齢者医療広域連合（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、乙がその従業員を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、甲に派遣するにあたり、次のとおり基本契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は本契約及び労働者派遣法に基づき、乙の雇用する労働者（以下「派遣労働者」という。）を甲に派遣し、甲は派遣労働者を指揮命令して業務に従事させることを目的とする。

（総則）

第2条 甲及び乙は、労働者派遣及び労働者派遣を受け入れるに当たっては、それぞれ労働者派遣法その他関係諸法令を遵守するものとする。

2 本契約は、特に定めのない限り、本契約有効期間中の全ての労働者派遣個別契約に適用するものとする。

（基本契約の内容）

第3条 基本契約の内容については、次のとおりとする。

- ① 派遣業務内容 令和8年度高額介護合算療養費に係る申請勧奨補助業務（労働者派遣）
（その2）
- ② 契約期間 契約締結日（令和8年4月1日以降）から令和8年7月2日まで。
派遣労働期間については別添「労働者派遣業務仕様書」に記載のとおり。
- ③ 契約金額（1時間当たり）
金●●●●円（消費税及び地方消費税は別途）
- ④ 契約保証金 乙は、大阪府後期高齢者医療広域連合財務規則（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合規則第20号）第104条の規定により契約保証金を納付しなければならない。ただし、乙が同規則第104条第2項各号に該当するときは、甲は契約保証金の全部又は一部を免除する。
- ⑤ その他の内容 労働者派遣個別契約書のとおり

（個別契約）

第4条 甲及び乙は、乙が甲に労働者を派遣する都度、当該労働者派遣について個別契約を締結し、次の事項を定める。

- ① 派遣労働者の業務に従事する（以下「派遣就業」という。）場所（以下「就業場所」という。）
- ② 派遣労働者を直接指揮命令する者（以下「指揮命令者」という。）の所属部署、役職及び氏名
- ③ 労働者派遣の期間（以下「派遣期間」という。）及び派遣就業をする日（以下「就業日」という。）
- ④ 派遣就業の開始及び終了の時刻（以下「就業時間」という。）
- ⑤ 安全及び衛生に関する事項
- ⑥ 派遣元責任者及び派遣先責任者の所属部署、役職、氏名及び連絡方法
- ⑦ 甲が派遣労働者を就業日以外の日に、又は就業時間を延長（以下「時間外」という。）して就業させる場合の条件

⑧ 派遣労働者の人数

2 乙は、前項の個別契約に基づく派遣就業の目的達成に適する労働者の派遣を行い、個別契約の都度、当該派遣労働者の氏名、その他労働者派遣法第 35 条に規定する事項を甲に通知するほか、前条の派遣履行に必要な措置をとらなければならない。

(派遣先責任者・派遣元責任者)

第 5 条 甲は、その雇用する職員の中から派遣先責任者を選任し、指揮命令者に本契約及び個別契約に定める事項を遵守させる等、適正な派遣就業を図るとともに、その所属部署、役職及び氏名を個別契約書に記載し、乙はこれを派遣労働者に通知する。

2 乙は、その雇用する労働者（法人の場合には役員を含む。）の中から、派遣元責任者を選任し、適正な派遣就業のための措置を行うとともに、その所属部署、役職及び氏名を個別契約書に記載し、派遣労働者に通知する。

3 甲及び乙は、それぞれ派遣先責任者及び派遣元責任者に、派遣労働者から申し出を受けた苦情の処理、甲乙間の連絡調整その他労働者派遣法第 41 条及び第 36 条に規定する事項を行わせる。

(指揮命令者)

第 6 条 甲は、派遣労働者を直接指揮命令して自己の業務のために使用し、本契約及び個別契約に定める就業条件を守って対象業務に従事させるものとし、その雇用する職員の中から就業場所ごとに指揮命令者を選任し、その所属部署、役職及び氏名を個別契約書に記載する。

2 指揮命令者は、対象業務の処理について個別契約に定める事項を守って、派遣労働者を指揮命令し、対象外の業務に従事せしめないよう留意し、派遣労働者が安全、正確かつ適切に対象業務を処理できるよう、対象業務の方法、その他必要な事項を派遣労働者に周知・指導する。

3 指揮命令者は、前項に定めた以外においても、職場維持、規律の維持のために必要な事項を派遣労働者に指示することができる。

4 甲は、指揮命令者が派遣労働者に対して行う指揮命令等により生じた事項について責任を負う。

(適正な就業の確保)

第 7 条 乙は、派遣労働者に対し、当該指揮命令者を通知するとともに、指揮命令等に従って職場秩序・規律を守り、適正に対象業務に従事するよう派遣労働者との雇用契約で明示するとともに、指導教育をする。

2 乙は、派遣労働者が基本的人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権啓発に係る研修を行うものとする。

3 甲は、セクシャルハラスメントの防止等適切な就業環境の維持に努めなければならない。

(苦情処理等)

第 8 条 甲が派遣労働者から派遣就業に関して苦情の申し出を受けた場合には、派遣先責任者は、ただちに当該苦情を適切かつ迅速に処理するものとし、乙及び派遣元責任者はこれに協力する。

2 乙が派遣労働者から派遣就業に関して苦情の申し出を受けた場合には、前項の規定を準用する。

3 前 2 項の規定による派遣労働者からの苦情について、本人あてに回答又は通知をするときは、必ず苦情の申し出を受けた者が責任をもって行うものとし、甲及び乙は、苦情を申し出たことを理由として当該派遣労働者に不利益な取り扱いをしてはならない。

(派遣労働者の変更等)

第 9 条 派遣労働者が甲の指揮命令に従わない場合又は著しく業務に不適合と甲が判断した場合は、甲

乙協議の上、乙は当該派遣労働者に対し是正を求めなければならない。

2 甲は、当該派遣労働者が前項の規定にも関わらず是正しないとき、又は是正される見込みがないと認めるときは、乙に対し書面により当該派遣労働者の変更を求めることができる。

3 乙は、前項の求めがあったときは、速やかに当該派遣労働者を変更しなければならない。

(代替派遣労働者の派遣)

第10条 派遣労働者が、欠勤、年次有給休暇、遅刻、早退により、個別契約で定める当該派遣労働者の就業日又は就業時間に就業しない場合、甲は乙に業務の運営に係る事情を明示して必要な代替労働者の派遣を要求することができるものとする。

(勤務管理)

第11条 派遣先責任者は、派遣労働者の出勤簿を備え付け、就業日ごとに就業状況を把握しなければならない。

(管理台帳の作成)

第12条 甲は、労働者派遣法第42条に規定する派遣先管理台帳を作成しなければならない。

2 乙は、労働者派遣法第37条に規定する派遣元管理台帳を作成しなければならない。

(損害賠償)

第13条 乙は、対象業務の実施に関し、自己又は派遣労働者の故意又は重大な過失により、甲又は第三者に対して損害を与えた場合は、ただちに甲に報告するとともに、甲に対し、その損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰することのできない事由により生じた損害についてはこの限りではない。

2 前項本文に規定する損害のうち、甲にも過失が認められる場合においては、甲乙共同してその損害を賠償するものとし、その賠償に要する経費負担は、甲乙協議してこれを定めるものとする。

3 本契約及び労働者派遣個別契約書に基づいて、又は関連して甲及び乙が負担する損害賠償責任の合計額は、請求の原因を問わず、当該派遣契約に関わる個別派遣期間の派遣料金相当額を上限とする。

(業務上災害等)

第14条 乙は、派遣就業に伴う派遣労働者の業務上災害及び通勤災害については、労働基準法（昭和22年法律第49号）第8章で定める使用者の責任並びに労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び労働保険の保険料の徴収に関する法律（昭和44年法律第84号）で定める事業主の責任を負う。

2 甲は、乙の行う前項の手続きについて、必要な協力をしなければならない。

(派遣労働者の個人情報及び個人の秘密の保護)

第15条 乙が甲に提供できる派遣労働者の個人情報は、第4条第2項に規定する事項のほか、当該派遣労働者の業務遂行能力に関する情報に限るものとする。

2 甲及び乙は、正当な事由なく業務上知り得た派遣労働者の個人情報及び個人の秘密を他人に漏らしてはならない。

(機密保持)

第16条 乙は、派遣労働者に対し、業務の遂行上知り得た甲に関する機密事項を、派遣期間中はもちろんのこと派遣終了後においても他人に漏らさないように指導・教育を徹底しなければならない。

2 乙は、派遣労働者を通じて知り得た甲の機密事項を、派遣期間中はもちろんのこと派遣終了後においても他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

3 乙は、この契約の履行に関し、大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年条例第21号）と併せ、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（誓約書の提出）

第16条の2 乙及び派遣労働者は、契約締結後速やかに、業務の遂行上知り得た個人情報の保護及び業務上使用したデータ及び情報等の機密事項の適正な取扱い、その他遵守すべき事項を記載した誓約書を提出しなければならない。

（権利義務の譲渡）

第17条 乙は、契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（善管注意義務）

第18条 乙は、本契約及び個別契約の履行に当たっては、常に派遣元としての注意をもってこれをするべき責めを負う。

（雇用の禁止等）

第19条 甲は、派遣期間中は乙の派遣労働者を雇用してはならない。

2 乙は、他の労働者派遣業者から派遣を受けた派遣労働者を甲に再派遣してはならない。

（年次有給休暇等）

第20条 乙は、派遣労働者から年次有給休暇の申請があった場合には、原則として甲へ事前通知するものとする。

2 甲は、乙から年次有給休暇取得の通知を受けた場合には、派遣労働者の年次有給休暇の取得に協力するものとする。ただし、通知された日の取得が業務の運営に相当の支障をきたすときは、甲は乙に具体的な事情を明示して、乙が当該派遣労働者に対し、取得予定日を変更するよう依頼すること又は必要な代替者の派遣を要求することができる。

（勤務状況報告）

第21条 甲は、毎月末日を締め日として、当該月における派遣労働者の勤務状況を、当該月の終了後速やかに書面により乙に報告しなければならない。

（派遣代金の支払）

第22条 乙は、前条に規定する報告書を受領したときは、速やかにその内容を検証し、甲へ適法な請求書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の請求書を受領した日から起算して30日以内に、乙の指定する口座に振り込む方法により支払うものとする。

3 派遣労働者が、欠勤、年次有給休暇、遅刻、早退により、個別契約で定める当該派遣労働者の就業日又は就業時間に就業しなかった場合、甲は当該就業しなかった日又は時間に相当する派遣料を支払うことを要しないものとする。ただし、乙が代替労働者を派遣した場合は、この限りではない。

4 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、第2項の規定による支払が遅れたときは、当該未払額につき同項に規定する支払期限の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

（契約金額の変更等）

第22条の2 契約金額は、一般的な経済情勢の変動に基づく物価等の変動により業務用機材及び労務賃金等に増減を生じた場合であっても、業務の仕様、内容若しくは契約金額は変更しないものとする。ただし、予期することのできない非常の事態が発生したため、変更しないことが著しく不相当である

と認められる場合に限り、甲乙協議の上、業務の仕様、内容若しくは契約金額を変更することができる。

(甲の契約解除権)

第23条 乙が、次の各号に該当することとなった場合には、甲は乙に対し書面をもって通告することにより、契約の全部又は一部を解除することができる。

- ① 第9条第3項の規定にもかかわらず、乙の措置がなされなかったとき
- ② 労働者派遣法第14条第1項の規定により一般労働者派遣事業の許可が取り消されたとき、又は同条第2項の規定により一般労働者派遣事業の全部又は一部の停止が命ぜられたとき
- ③ 大阪府後期高齢者医療広域連合暴力団等排除措置要綱に掲げる措置要件に該当すると認められるとき
- ④ 前3号に掲げるもののほか、労働者派遣法その他関係諸法令又は本契約若しくは個別契約に違反したとき

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は速やかにこの旨を通知し、解除までの派遣労働者の勤務状況について、解除した日以後速やかに書面により乙に報告しなければならない。

3 前項に基づき乙が甲に請求する精算代金の支払いについては、前条の規定を準用する。

4 第1項の規定により契約を解除したときは、乙は派遣労働者の新たな就業機会の確保を図らなければならない。

5 第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、甲乙協議のうえ、乙は違約金として、契約金額の100分の5に相当する額を、甲の指定する日までに、甲に支払わなければならない。

6 前項の違約金の支払いは、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。

7 乙は、この契約により、甲に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を甲の指定する期限内に納付しない場合は、指定期日の翌日から納付の日までの日数に応じ債務額に対して年5パーセントの割合で算出した金額を延滞料として併せて甲に納付しなければならない。

(不当な取引制限等に係る損害賠償の予約)

第23条の2 乙は、次の各号の1に該当するときは、甲に対し、損害賠償金として、この契約金額の100分の20に相当する額を、甲の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号の1に該当するときも、同様とする。

(1) 乙が、この契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を受け、これらが確定したとき。

(2) 乙又は乙の役員若しくは使用人が、この契約について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。

2 前項の場合において、甲が実際に受けた損害額が前項に規定する賠償額を超えるときは、甲は、当該超過額についてさらに損害賠償を請求することができる。

(乙の契約解除権)

第24条 甲が、本契約又は個別契約に定める条項に違反したとき、又は労働者派遣法その他関係諸法令に違反したときは、乙は契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の規定により乙が契約を解除しようとするときは、甲に対してすみやかに通知し、甲は派遣を

受けなくなった派遣労働者に対して、契約を解除する旨の予告を行わなければならない。

3 乙が、第1項の規定により契約を解除したときは、甲は派遣を受けなくなる当該派遣労働者に対して、その損害を賠償しなければならない。

4 前項の損害賠償については、残余期間日数分の賃金に相当する額について行うこととする。

(契約内容の変更)

第25条 甲が正当な理由をもって契約期間等を変更する場合は、文書で乙に通知し、協議するものとする。

(疑義等の決定)

第26条 本契約又は個別契約に定めのない事項又は本契約又は個別契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年 月 日

(甲) 大阪市中央区常盤町1丁目3番8号

中央大通FNビル8階

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田義和

(乙)